

## 区民企画講座について

### 1 区民企画講座の位置づけについて

- (1) 第5次練馬区男女共同参画計画の取組「地域における男女平等の推進」において、「男女共同参画について区民が啓発の担い手となるよう、区民自身が企画する男女共同参画の講座を実施する。」としています。
- (2) また、同計画では、男女共同参画センターは、区の男女共同参画施策推進の拠点として、講座を実施するとともに、区内で活動する団体および区民と連携した事業の充実に取り組むこととしており、区民企画講座も含めた事業全般について一体的に運営していく必要があります。
- (3) そのため、区民企画講座の選定にあたっては、指定管理者が、センター事業計画の取組項目の中でのバランスに配慮して選ぶ必要があります。

### 2 現状での課題

- (1) 要綱により区民企画講座は区が実施する事業となっておりますが、現状は指定管理者が事務を行っています。
- (2) 1回あたりの費用が10,000円または20,000円と固定されています。
- (3) 申込講座数は増加していますが、予算上実施講座数を増やすことが難しい状況です。
- (4) 会場がセンターのみのため、区内には参加しにくい方がいると思われれます。

### 3 今回の変更点

- (1) 要綱を廃止し、指定管理者が、区民企画講座を他の事業とともに一体的に運営します。
- (2) 団体や講座の条件等は、区が指定管理者と締結する協定に定めませんが、区民企画講座の会場、時間、費用、実施回数などは、指定管理者が柔軟に対応します。
- (3) 運営委員会の講座検討部会は設置しませんが、他の事業とともに、事業計画・事業報告・モニタリングにおいて、運営委員全員からご意見をいただきます。